

かたり通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせはこちらまで・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

口座名：福井から原発を止める裁判の会

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

記号：00760-6 番号：108539

◆ホームページ：<http://adieunpp.com> (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)



2 月 29 日 大飯控訴審第 7 回口頭弁論

歴史に残る賢明な審判を！ (意見陳述: 佐々本真子さん)



当日は冷たい雨。傘をさしての行進となりました。口頭弁論は名古屋高裁金沢支部 205 号法廷で行われました。

準備書面等の確認後、原告の福井県鯖江市在住の佐々本真子（ささもとしんこ）さんが意見陳述。「私たち大人がすべきことは、世界を核のゴミで汚してしまったという過ちに謙虚に向き合うこと。これ以上汚染を拡げないこと」と訴え、裁判長に対しては「歴史に残る賢明な審判をくだしていただきたいと心から願っています。」と結びました。

さらに原告代理人からは、笠原弁護士が新たな知見も踏まえて「津波の危険性」についてプレゼン、市川弁護士が福島原発周辺検証（飯館村）の趣旨説明、寺田弁護士が本件原発検証（台場浜トレンチ内破砕帯）の趣旨説明、再度笠原弁護士が佐藤暁さんの証人申出の趣旨説明、甫守弁護士が長沢啓行さんの証人申出の趣旨説明及び求釈明申立書の趣旨説明をそれぞれ行いました。その後、裁判長が「ここは高裁・控訴審である。地裁では出てこなかった内容が新たに出されているが、特段の理由があるのか」と原告代理人に問いかけ、これに対して只野弁護士らが反論。さらに基準地震動の算定基礎となる生データの提出については、裁判長が関電側に前向きな対応を促したところ、被告代理人はこれ以上の資料は出せないと明言。これに対して原告代理人が反論を行いました。

また同日で、高浜 3、4 号機の仮処分決定取消に対する保全抗告の第 1 回異議審が引き続いて行われました（こちらは非公開。いずれも内藤正之裁判長）。(編集子)

◆大飯控訴審次回期日：2016 年 6 月 8 日(水) 次々回期日：同年 10 月 19 日(水)◆

大飯控訴審

第 1 回口頭弁論期日の概要

＜以下、期日の概要は本訴訟の弁護団事務局長である笠原弁護士による＞

一審原告は 12 月 21 日付け求釈明申立書、控訴審第 18, 19 準備書面、2 月 23 日付け求釈明申立書をそれぞれ陳述。

一審被告は準備書面 (28) を陳述。

一審原告は甲 252-260 を提出。

一審被告は乙 87-100 を提出。

一審原告・佐々本真子さんによる意見陳述

一審原告代理人・笠原一浩弁護士によるプレゼンテーション（津波の危険性）

同・市川徹弁護士より福島原発周辺検証の趣旨説明

同・寺田昇市弁護士より本件原発検証の趣旨説明

同・笠原一浩弁護士より、佐藤暁さんの証人申出の趣旨説明

同復代理人・甬守一樹弁護士より、長沢啓行さんの証人申出の趣旨説明及び求釈明申立書の趣旨説明

▼裁判長：

一審被告は次回期日までに、一審原告からの証拠調べの申請について書面で意見を述べてください。

一方、一審原告に聞きたいのですが、ここは高裁・控訴審であり、一審以来、相当詳細に立証をしてきました。一審で出ていなかったことを控訴審になって出す理由は何でしょうか。

▼一審原告代理人・只野弁護士

確かに一審以来、証拠は出ています。しかし、一審被告は一審では原告の提起した問題点について、概略的な主張立証しかしてきませんでした。

一審被告は、控訴審になってから大部の証拠を出してきたのです。したがって、今やらざるを得ません。

▼同・内山弁護士

裁判所は同じことを一審被告に言うべきです。一審被告は、一審ではほとんど証拠を出していませんでした。だから、一審原告は、その反証が必要になったのです。

▼裁判長

一審被告は、生データについては審理促進の観点から前向きに対応をお願いします。

▼一審被告代理人

私どもとしても審理の促進には協力致します。ただ、我々の補充的立証として規制委員会に出した証拠については、規制委員会は生データを見ずに許可を出したというのではなく、我々の技術的能力も見た上で判断なさったのです。

▼一審原告代理人・坪田弁護士

一審被告が出した証拠について、専門家と相談しても結果だけなので、データがないと分からないと言っています。ですから、裁判所がよく理解できないのも当然だと思います。

▼一審原告代理人・鹿島弁護士

関電は、技術的能力があるからデータを見なくてよいと言いました。ならば、技術的能力を立証してください。

▼裁判長

次回期日は、前回は 6 月 1 日と申し上げましたが、裁判員裁判が入った関係で 6 月 8 日となりました。この日も裁判員裁判が入る可能性があります。二回延期するのはさすがに申し訳ないので、その場合は第 1 回口頭弁論を行った部屋で行います。

また、次々回期日も入れた方がよいと思います。10 月 19 日の午後 2 時からとします。



意見陳述

100 年先の未来を思って！

原告 佐々本真子さん

私は福井県鯖江市に住む、三人の子を持つ母親です。子育て、家事、仕事に家業と毎日を慌ただしくも、平凡に暮らしていました。原発事故が起これなければ今日、この場に立つことはきっとなかったでしょう。あの日から私たちの住む世界は変わってしまいました。それでも日々は過ぎていきます。子どもたちは日々成長していきます。その子どもたちにどんなバトンを渡すのか、それを左右するのがこの裁判だと思い、こうしてここに立っています。

2011 年 3 月 11 日、東北地方を大きな地震が襲った時、私は職場から家に帰る途中でした。車のラジオから流れるニュースでそのことを知りました。家に着くなりテレビをつけました。津波が町を飲み込んでいく、それを目の前にして泣いている小学生くらいの女の子がそこに映っていました。どうすることも出来ない現実がそこにありました。さらに次の日、福島第一原発が爆発したということを知りました。

原発を信じていました

それまで私は、福井に原子力発電所があることは知っていても自分が 30 キロ圏内に住んでいることさえも知りませんでした。それくらい無知であり、ある意味日本の原発を信じていました。まさかチェルノブイリのような事故は起こさないだろうと思っていました。ニュースでは水素爆発だから大丈夫だというようなことをアナウンサーが言っていました。無知な私はそのまま、その言葉を鵜呑みにしていました。

しかし、事実はそうではありませんでした。原子炉はメルトダウンし、放射性物質は空气中に拡

散、福島をはじめ広い範囲に汚染が拡大していきま

散、福島をはじめ広い範囲に汚染が拡大していきま
ました。
友人から「子どもたちにマスクをさせて」と連絡がありました。今、原子炉がどうなっているのかという予測も教えてくれました。え？マスク？ここまで関係あるの？それが正直なきもちでした。でも念のためと思って登校する子どもたちにマスクをさせました。後にわかるのですが放射性物質をのせた風はここまで飛んできていたことが当時政府が発表しなかった SPEEDI のデータから明らかになっています。

原発事故で真っ先に頭に浮かんしたのはチェルノブイリの事故でした。これからいったい日本はどうなってしまうのか、本当のことを知りたい、けれどニュースを見ていても、国も保安院も正確なことはなにも伝えてくれない。唯一、当時の枝野大臣はこう述べられました。「直ちに影響はありません」。この言葉の意味は将来はどうなるかわからない、ということです。私は不安を抱きました。すぐに食べ物のことを考えました。シーベルト、ベクレル、今まで聞いたことの無かった言葉がニュースでも飛び交うようになりました。ハウレンソウや牛肉が汚染されているという報道、赤ちゃんが飲む粉ミルクにセシウムが検出されたこと。これが原子力発電所の事故だから起こる影響です。

何を食べたらいいの！？

福島の友人の話をします。友人の息子さんはよく牛乳を飲む子です。だから彼女は牛乳が汚染されていないであろう福島県外の牛乳を飲ませていました。しかしその後、食品の放射能測定器で調べてみたところ、飲ませていたその牛乳にセシウムが含まれていました。そして福島県内の牛乳にセシウムは検出されなかった。これは一体どういうことでしょう。

調べたところ、福島県内では汚染されているから牛の飼料を海外のものに変えるようにとの通達があったそうです。それ以外の関東地方の牛は汚

染されてしまった飼料をそのまま与えられていたということなのです。この事実を知った母親の気持ちを想像してください。

すべての食べ物についてそのことが言えます。どこでとれたとしても、土が汚れていたら、海が汚れていたら、飼料が汚染されていたらその食べ物は汚染されるのです。

私も放射線を調べる機械をかりて測定しました。2012 年 3 月、近所のホームセンターで売っている大手メーカーの土は 163 ベクレル/kg でした。

ここ福井までその土は運ばれています。風評被害という言葉がありますが、もはや実害です。事実、土も、海も汚染されているのです。事故さえなければそんなことはおこらなかった。こんなに食品のことを心配しなければならない時代がくるとは思ってもみませんでした。それが 私たちが無知であり、原発について無関心でいた結果です。

基準値を上げて大丈夫なの？

皆さんはご存じかと思いますが 1 ベクレル/kg の放射性物質とは「1 秒間に一個の放射線を出す物質」です。体内に取り込まれたら体から排出されるまで放射線を出し続けて細胞を傷つけることとなります。種類によって体が栄養と間違えて蓄積してしまうそうです。セシウムは全身、特に筋肉に、ストロンチウムは骨に、ヨウ素は甲状腺に蓄積される。

そうなった時に体のなかで 1 ベクレル/kg で 1 秒間に一個放射線を出すのです。日本では食品の放射性物質の基準値は事故前はヨウ素もセシウムも 10 ベクレル/kg でした。現在は 10 倍の 100 ベクレル/kg です。今までは 10 ベクレル/kg が駄目だったのに今は 99 ベクレル/kg まで大丈夫になりました。そのことがどんな意味をもつのか、これを理解している政治家は何人いらっしゃるのでしょうか。

日本に暮らす人の命の源を傷つけているということなのですが、この国の人にはそれを無かったことにしたいらしいし、わかっているけど命よりも経

済を優先する人の力の方が強いのです。

「今までだってたくさんの核実験が行われていた。チェルノブイリの事故もあった。食べ物は今までだって汚染されているよ。神経質すぎる」。

私のように心配する母親は今の日本の国にいる大半の人にこのように言われています。日本に住む以上被ばくを受け入れなければならないと言うことは百も承知です。

しかし、少しでも内部被ばくを減らしたいという思いは神経質なことなのでしょうか。子どもたちのいのちを守る、当たり前のことだと私は思っています。

保養キャンプでの子どもの言葉

事故が起きてから、毎年夏になると仲間と一緒に福島の子どもの保養キャンプを開いています。それは、チェルノブイリの事故の後、子どもたちを汚染地から離して生活することが身体にとっても良いというデータがあることを知ったからです。ほんの一週間ですが子どもたちは自然の中で体いっぱい使って遊びます。

でも、その中でショックな言葉がありました。「このつち、さわってもいいの?」。子どもは本来、土で遊ぶものです。外でのびのびと遊ぶものです。今まではそれが当たり前だった。なのに、ある日突然「その土さわっちゃ駄目!」と言われた時の気持ちはどんなだったでしょう。子どもの口からこの言葉を聞いた時、とても厳しい現実を突きつ



福島キッズ保養キャンプ-福井の海で遊ぶ！

けられました。

学校から外で遊んではいけないという指導があったとキャンプに来ていた子どもが言っていました。そしてその後の言葉はこうです。「でも、そんなのみんな守ってないよ」。彼らは外で遊びたいのです。当たり前のことです。しかし外遊びをすると、リスクがついてくる。一体どんな時代なのでしょう。彼らを守る方法はないのでしょうか。

簡単に移住なんてできない

よく、「福島に住んでいるなんて信じられない、早く移住すれば良いのに」そんな言葉を耳にします。私も実は、初めはそう思っていました。でも、現状を知るにつれ、そんな簡単なことではない事を知りました。

「放射線なんて別に大丈夫って医者も政府も言っているだろう」という家族の意見に反論できないお母さんがいます。

家族に理解があって、お父さんだけ福島に残っているというご家庭もあります。お父さんに会いたいという子どもに涙するお母さんがいます。離ればなれの生活。子どもたちに、妻に会いたいお父さんがいます。

仕事上、特に地域に密接に関わる仕事の場合は移住することはとても困難です。だから福島で生活することを決め、生活スペースだけでも線量が下がるように移転して子どもたちを守るお父さんがいます。

甲状腺がんが不安

2011 年 10 月から子どもの甲状腺エコー検査が福島県内で実施されています。キャンプに来ていた子にも A2 判定の結果がきたことがわかりました。A2 判定というのは簡単に言うと良性あるいは悪性のしこりがあるということです。

私も甲状腺にしこりがあるので知っているのですが、エコー検査のあと、どういう検査を受けるか皆さんご存じですか？穿刺吸引細胞診（せんし

きゅういんさいぼうしん）といって細い針を直接喉の炎症のあるところに刺して細胞をとります。目の前に長い針を持った先生が喉に刺すのです。痛みはほとんど無いのですがとにかく怖いです。その検査を子どもが、しかも 115 人、いや、それよりもっと多くの子が受けたのかと思うといたたまれない気持ちになります。この検査だって原発事故がなければこんなに多くの子どもたちが受ける検査ではありませんでした。

2016 年 1 月現在、115 人の子どもさんが甲状腺がんと確定したと聞いています。

原発事故に原因があるとかないとか、科学データがどうかこうとか、私にはわかりませんが、事実をみてください。これだけの子どもがつらい思いをしているという事実を。

一人の子どもには両親がいておじいちゃん おばあちゃんが二人ずついます。兄弟がいるかもしれません。親戚のおじさんやおばさんもいます。友達や先生もいます。その子の周りにはたくさんの人がいてたくさんの悲しみがあるのです。想像してください。

この国の政府はそんな一人の子どものために手を差し伸べることが出来ているのでしょうか。その子の周りにいる人たちの悲しみに寄り添うことが出来ているのでしょうか。とてもそうは思えません。

「人間の暮らし」こそ国富

さらに悲しい事がありました。高浜原発が再稼働されました。樋口裁判長の判決は踏みにじられました。「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことが出来なくなることが国富の損失である」。

この判決文をもってなお再稼働してしまうこの国に未来はあるのでしょうか。原発は電気を生み出す一つの手段でしかないのに。憲法が保障する人間の暮らしの方が大切、当たり前のことです。

命の連鎖を断ち切らないで！

子どもたちが幼い頃、よく一緒に絵本を読みました。その中から一つ紹介したい絵本があります。

バージニア・リー・バートンの「せいめいのれきし」という絵本です。地球に生命が誕生し、長い長い時を経て今、現在に通じている。その命の歴史をととてもわかりやすく、わくわくしながら読める絵本です。この絵本の一節を紹介します。

「さあ、このあとは、あなたがたのおはなしです。

その主人公は、あなたがたです。

ぶたいのよういは、できました。

時は、いま。場所は、あなたのいるところ。

いま過ぎていく 1 秒 1 秒が、はてしない時のくさりの、あたらしい“わ”です。

いきものの演ずる劇は、たえることなくつづきいつもあたらしく、いつもうつりかわって、わたしたちをおどろかせます」

命の連鎖・・・DNA が太古の昔から脈々と連なって今があります。その鎖を傷つけるのが放射線であり原子力です。

賢明な審判をお願いします！

私たちの世界はもともと自然とともにあったのに、その自然に逆らって生きてきました。私たちのこれからの生き様をいま、子どもたちに見つめられているのです。ここにおられるひとりひとりが責任をもってその事を受け止めなければなりません。過去の数々の事故で安全神話は崩れ去りました。そして、核廃棄物の管理もすでに手に負えないことは明確です。これ以上 核のゴミを増やさないでください。

私たち大人がまずすべきことは、世界を核のゴミで汚してしまったという過ちに対して謙虚に向き合うこと。精一杯、これ以上核汚染を拡げない努力をすることなのです。

どうかもっと未来に思いを馳せてください。今、目先のことにとらわれず、100 年先の未来に生きる人のことを思ってください。

そして裁判長には、歴史に残る賢明な審判をくだしていただきたいと心から願っています。

◆意見陳述を終えての感想！◆

（口頭弁論の数日後、佐々本真子さんから極めて率直なコメントが寄せられました。一部を紹介します。）

2016 年 2 月 29 日、私は初めて法廷に入り、初めて意見陳述をさせていただきました。緊張でドキドキしながらの法廷。だいたい私は人前で話をするなんて大の苦手で、声は震える、言葉はかむ、読んでいるうちに思いがこみ上げてきて目がしらが熱くなるなど、大変お聞き苦しい陳述で申し訳ありませんでした。

裁判官の方を見ながら色んな思いがこみ上げてきましたが、伝えることは伝え切りました。母親として子どもを守りたいという思いは揺るがないのです。

—中略—

なんとか異なる考え方の者同士が繋がるのが出来ないのかといつも思いますが、そんな簡単にはいかないですね。長い時間がかかるのでしょうか。それでも一步一步前に進むしかないのだ、ということを改めて感じました。

事務局の皆さん、原告の方々、応援してくださっている方々、そして弁護士のみなさん 一人一人の力が集まってこうやって裁判という形で、未来に生きる人の世界が少しでも明るくなるようにと頑張ってください。本当に感謝しています。そして、母親の思いを伝える機会をくださって本当にありがとうございました。



津波の危険性について

— 新知見を中心として — 笠原弁護士

①本件新知見（甲158の1、2）概要と関電主張

若狭湾沿いの地層から14～16世紀の津波の痕跡とみられる堆積物が見つかり、1586年の天正大地震に津波があった裏付けとなりうる。

（1：5/19 読売新聞 2：5/24 東京新聞 平成27年）
読売引用 <文部科学省のプロジェクトの一環で、山本教授らは、福井県内の海岸近くにある沼地や湖などの地層を幅広く調査した。

津波の痕跡らしい堆積物が見つかったのは高浜町菌部地区。海岸から約500m内陸で、かつて湿地帯だった水田から、14～16世紀頃の地層（深さ約1m）中に、海岸の砂とみられる丸い粒子や貝殻、ウニのトゲなどを含む層が確認された。（略）

発見場所の水田の近くには笠原川が流れており、丘に刻まれた谷を通して海に注ぎ込んでいる。山本教授は「津波は丘を乗り越える高さはなく、笠原川をさかのぼった津波が、海の砂や貝殻を内陸まで運んだのではないかと推測している。」>

この津波痕は、一審被告が調査の対象としていなかったものである。発見されたのは約500m内陸の津波痕だったが、より海岸近くでは、一審被告の想定を上回る津波が到来した可能性が高い。

山本教授の地球惑星科学連合大会2015発表稿「若狭湾沿い、高浜町の海岸低地におけるトレンチおよびハンドオーガーによる津波堆積物調査」（甲254）は、津波到来を示す根拠と言える。

本件新知見をめぐる一審被告の主張は、「天正地震の際に生じた津波によるものであるかどうかも含め、その生成原因ははっきりしていない」（第26準備書面4頁）と述べ、津波を否定していない。

このように、天正地震ないしその前後の時代において高浜町に津波が発生していることは、実質的には、当事者間で争いない事実と言ってよい。

それにもかかわらず、一審被告は未だに「若狭湾に大規模な津波が発生した事実はない」という

主張を続けて、追加調査を頑なに拒んでいる。

②一審被告の津波調査は恣意的で問題点が多い
フロイス「日本史」の信頼性は外岡教授の論文（甲255）が裏付ける。被告のボーリング調査地点は美浜町、敦賀市で高浜町から30～50kmも離れている。

③一審被告（関電）の状況と原告の新証拠

「既往最大の津波を採用すべき」に反論していない。中央防災会議の指摘（甲256）も「既往最大」。島崎氏、日経27.12.28北陸～山陰に警鐘（甲257）。

図は甲158の1と2、1の記事内地図を拡大

東京新聞 2015年5月24日

高浜原発近く 14～16世紀津波 堆積物調査 古文書記録と一致

Japan Geoscience Union Meeting 2015
(May 24th - 28th at Makuhari, Chiba, Japan)
©2015. Japan Geoscience Union. All Rights Reserved.

3M525-04 会場:201B 時間:5月24日 09:45-10:00

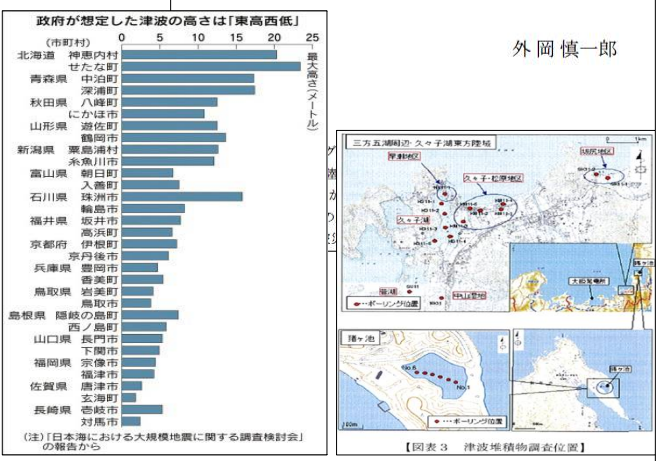
右は上から
甲254、甲255、関電準備書面19のボーリング地点。下は甲257の図

若狭湾沿い、高浜町の海岸低地におけるトレンチおよびハンドオーガーによる津波堆積物調査
Trench and coring survey of the tsunami deposits in the coastal area along the Wakasa Bay, Takahama, Fukui Prefecture.

山本 貴文¹、ト部 厚志²、佐々木 真広¹、瀬清水 康博²、片岡 香子²、YAMAMOTO Hirofumi¹、URABE Atsushi²、SASAKI Naohiro²、TAKASHIMIZU Yuka²、KATAOKA Kyoko²

¹ 福井大学² 新潟大学

「天正地震」と越前・若狭



大飯原子力発電所検証の必要性

— 台場浜トレンチ付近の断層 — 寺田弁護士

大飯原発の敷地内にある F-6 破砕帯というものを構成していた台場浜トレンチ付近の断層を検証していただきたいという申し立ての説明をしました。(編注、トレンチ=長方形の縦穴、調査溝)

いま「構成していた」と過去形で言いましたのは理由があります。関西電力が、昭和 60 年代から「これが F-6 破砕帯です」と言っていたものが、平成 24 年(原子力規制委員会の有識者会合の場合)になって、いきなり台場浜トレンチ付近だけ除外して、「いろいろと調べてみたら F-6 破砕帯は別の線でした」という主張をしだしたのです。

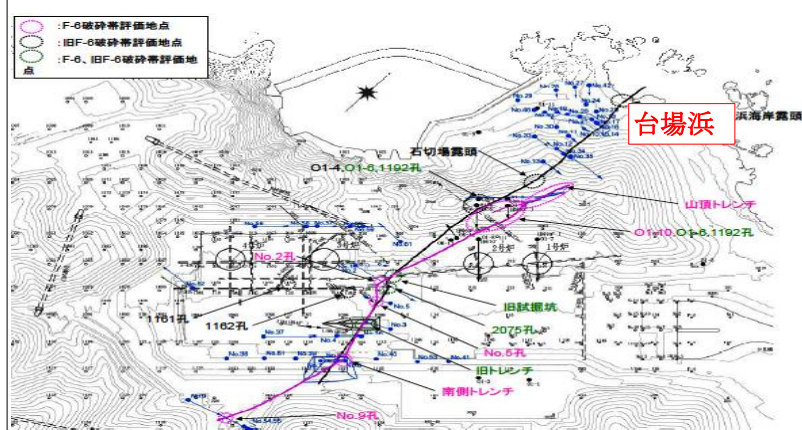
関西電力が、なぜこういう主張をしだしたのか、私の予想を言います。台場浜トレンチ内の断層が活断層である可能性が高いと判断した。これを F-6 破砕帯の一部に加えてしまうとまずいと思って、台場浜トレンチ付近を切り離してしまった。こう私は考えています。

こういった F-6 破砕帯に関する主張の変遷について、一審(樋口裁判長)の判決は、大飯原発敷地内の地下構造について、関西電力の「調査能力の欠如や調査の杜撰さを示すもの」と述べました。

私たちはそれを更に進めて、現場を検証することにより、この台場浜トレンチ付近の断層が動く可能性があるんだということを明らかにします。

寺田弁護士プレゼンテーションのスライドより

これまでの F-6 破砕帯、今回の F-6 破砕帯の評価地点



そして、その台場浜トレンチ付近の断層が、重要な施設の所にまでずーと延びていることを明らかにしたいです。これが明らかになると、大飯原発の再稼働はできなくなります。

(以上は、記者会見・報告集会での説明)

【プレゼンテーション結語(要点)】

本件原発敷地内の台場浜には、少なくとも後期更新世以降(12.6 万年～)の活動性を否定できない断層が存在している。そして台場浜の断層にはこれまでに述べたような問題点が指摘されている。

たとえ短くても、活断層が地表で認められれば、その直下で起こりうる地震の規模は最大で M7.4 を想定すべきとされている。活断層(地滑りを含む)の直上に重要構造物を建造してはいけないとする規制基準だけでは、原子炉関連施設の耐震安全性は保証されない。

敷地内に活断層があること自体、原発の安全性を大きく脅かすもの。従って、台場浜トレンチに認められる断層の評価を避けることは許されない。

地質学の専門家を同行して検証を行い、台場浜トレンチ内の破砕帯の性状、走行方向を検証し、同トレンチ内の破砕帯の活動性、そして非常用取水路に近い方向に連続している可能性を検証することが、事実を認定する上で非常に有益である。

本ページ担当(M.T)のつけた画像2つです



新生代の紀・世・期について

紀	世(期)	階/期	年代/百万年前
第四紀	完新世	後期	0.0117 (0.126)
	更新世	中期	(0.78)
		前期	カラブリアン ジェラシアン
新第三紀	鮮新世	後期	1.81
	中新世	前期	ピアセンジアン ザンクリアン
古第三紀	漸新世	省略	2.58
	始新世		3.60
	暁新世		5.33

★報告会&記者会見★

(3時半より裁判所最寄の北陸会館5階で開催)

*最初は事務局の南さん及び弁護団の円居弁護士によって司会進行。この直前の北陸会館の階段を上っている途中で高浜4号緊急停止のニュースが入る！

明通寺の古文書にも津波

裁判の会代表 中蔵哲演さん

皆さんご苦労さまです。今日、陳述していただいた佐々本さん、現場検証、証人申請、求釈明などに、簡潔なプレゼンをしていただいた弁護士の皆さんに感謝したいです。

佐々本さんは、素朴な母親の立場からのお話でした。放射線被曝の本質的なところを福島事故以後にきっちり勉強されて、子どもを守る立場から淡々と、でも説得力のある陳述をしていただいて、私自身も感銘し感謝しております。

一つだけ余談を申します。笠原先生から高浜の津波のことについて、ご説明がありました。実は、私が住職をしております明通寺の古文書、中世文書(もんじょ)2百数十点以上あります。その文書の中に、天正年間の津波を傍証するような記述が残っているのです。それを敦賀短大の外岡(とのおか)教授は論文の中で指摘されていて、なんと明通寺文書を引用されています。私も

その文書は関心を持って見ていたのです。まさかそれが高浜の津波の材料に使われるとは思っていませんでした。

明通寺の梵鐘(釣鐘)を室町期に新しく鑄造しているんです。その勧進(カンパ活動)で、若狭湾の津々浦々内陸部の山村にまで、坊さんたちの足跡が及んでいます。津々浦々の中で高浜の惣浦(そうのうら)というところが、当時高浜を治めていた逸見(へんみ)氏と同じ額の銀二貫目というカンパをしてくれているんです。若狭の他のどの漁村でもそんな沢山してくれているところはないです。高浜惣浦だけです。

法廷で笠原さんが指摘された宣教師ルイス・フロイスの手紙の記述によると、地名は「長浜」となっているんですけれども、天正年間の大津波の頃に、高浜のそのあたりは船が行き来し交易が盛んで人で賑わっていたそうです。ところが数日間大地が鳴動して、そのあげくの果てに山のような津波が襲ってきて人々や家々をかつさらっていった。あとに残ったのは塩水の水たまりだけという、生々しい叙述があるんです。

交易で潤っていたし船が行き交っていたということを考えますと、銀二貫目という高浜惣浦の多額の寄進額というのが傍証されるなあと思っています。その高浜の天正大津波が襲って来るのは1586年、明通寺の文書は1570年代のものです。ちょっとだけ補足させていただきました。皆さんに今日のご参集を感謝してお礼申し上げます。

普通の母親の思いを伝えた

佐々本真子さん

私は今まで裁判を傍聴したこともありませんでした。初めての法廷が意見陳述ということになってしまいました。私のように普通の子育て中の母親の気持ちというのを法廷で皆さんにきちんと伝えられたことは、意味のあったことだと思って



「あとに残ったのは塩水の水たまり」の記録

います。

陳述書に書きたいいろんなことがあります。けれども、ひとことで言いますと「原発と命は共存できない」ということです。それは原発に賛成している人も反対している人も、その一点では同じだと思うんですね。でも、現実はそのような簡単なことではない。だから、こうやって弁護士の方々が力を合わせて、裁判という形で闘ってくださっています。私は母親として、原発のこの裁判も大事だと思います。

もう一つ大事なことがあります。「これからの日本を考えてもっと政治を語れるような社会になってほしいな」というのが私の願いです。原発のことも政治のことも命を揺るがしかねない状況になっています。私たちの力っていうのは小さいんですけども、みんなで力を合わせて、長い時間がかかると



「長い時間がかかっても・・・」

かかると思いますが、諦めることなく一つ一つ歩んでいきたいなと思っています。それが私の今の願いです。

本日は貴重な体験をさせていただいてありがとうございました。

福島原発周辺の検証申し立て

市川弁護士

本日、私は福島第一原発事故の周辺地域の検証申立について説明をさせていただきました。これは端的に言いますと、裁判所に対して、当事者意識を持って責任を感じながら判断をしていただきたいということを、強く言うための申し入れです。

やはり私自身も弁護士としての仕事をしていく上で、ただ書面とか映像とかを見るだけではなくて、たとえば交通事故なら事故の現場に行ったり、刑事事件でも現場に行ったりして、実際にお話を聞いたりすること



「現場に足を運んで！」

で、いろいろ気づくことが多いです。

従前の原発訴訟の裁判で、原告側の負けが続いたということについては、司法判断をする側が当事者意識が薄かったのではないかと思います。抽象的な危険だけだったら、それを考慮して原発差し止めとかの判断はできないです。それで原発を止めない判断が続いていたと思います。

福島第一原発事故が起こってしまった以上、その以後の司法判断については、当事者意識をもったしっかりした判断をしていただきたいと思います。それがすべての基本になるんじゃないかという思いで、若干の説明をさせていただいた次第です。

台場浜トレンチ内破砕帯の検証

寺田弁護士

(編注：寺田弁護士の説明については、記者会見・報告集会での説明内容を法廷内プレゼンの概要に使用しました。そちらをごらんください。)



「旧F-6と新F-6の変遷につき、様々な疑問が呈されています」

マスコミ等との Q&A

Q：1 点目、被告側の第 28 準備書面の内容がどうい
うものだったのか。2 点目、「検証」とは具体的に
どういったことをするのか。教えてください。

A：円居弁護士

第 28 準備書面はつい最近に出てきまして、今日、
内山弁護士が急きょ読んで一部だけ法廷で発言し
ましたが、次回に反論ということで預かっている
状態です。

A：寺田弁護士

検証というのは、裁判官が五感で直接に証拠調
べをすることです。私が説明した F-6 破砕帯につ
いては専門家を同行したうえで、F-6 破砕帯を構
成していた台場浜トレンチ内の岩石の状況などを
裁判官が感じて、断層としての活動性を証拠とし
ていただくという趣旨です。

A：市川弁護士

私のほうの福島第一原発事故の周辺地域の検証
では、検証のルート、ここでこれを見てほしい、
この人の話を聞いてほしい、そういった具体的な
ことが書かれた書面を出しています。スタートが
福島駅で、基本的には飯舘村内のこういう場所を
…となっています。

A：中畠哲演さん

私は、旧もんじゅ訴訟の原告団の一員でもあり
まして、金沢のこの高裁でもんじゅは勝訴しまし
たけれども、そのときに川崎裁判長はじめ裁判官
と弁護団と原告団とそれぞれ数名ずつ、それから
科学者の久米三四郎先生ほかも同行されたと思い
ますが、もんじゅ事故（編注：1995 年ナトリウム
漏れ・火災）の現場検証を裁判官がやったんです。

実際に現場を見てその凄まじさ、もんじゅの複
雑怪奇な現場、配管が大蛇のようにのたうって、

耐震に備えていろんな支持部品が沢山あって、も
んじゅとは何だという強烈な印象を得たんです。
裁判官も同じだったと思います。だから現地や現
場を検証するというのが非常に大事なことです。

また、今日の法廷で裁判長はさかんに「文書で
意見を出して下さい」と言っていましたが、法廷
というのは本来、両方の側が弁論を通じていろ
ろ事実を明らかにする、生の弁論を闘わせる場だ
と思います。それを「文書で、文書で」という裁
判長は、なんか被告のほうにウェイトのかかった
判断だという気がしました。

現場検証の意味というのは、例えばもんじゅ訴
訟の場合、あれがあつて大きな役割を果たしたと
思っています。

Q：今日の様子では、関西電力が追加調査を拒ん
でいるのですね。裁判長はそれが誤りだと理解す
る人でしょうか。原告側第 18 準備書面で「安全
性は担保されてない」と書いてあるのは「危険があ
るのだ」と、裁判官はわかるのでしょうか。
破砕帯の現地調査をしても裁判官には（専門的な）
判定能力がないはずですよ。どんな形で裁判官に納
得させるのでしょうか。

A：円居弁護士

ご質問の一つ目、弁護団もいきなり原発のこ
とを分かったわけではなく、学者等に教えてもら
ったりして、裁判所に書類を提出するわけです。裁
判官も同じように勉強して理解を深めて、よく勉
強した知識を前提に「原発の安全とはどういうこ
とか」を国民のために判断していただけるものと、
私は信じています。

Q：信じるだけでは、うまいこと実現せんかもし
れんじゃないですか。（会場：笑）

A：坪田弁護士

非常に難しいご質問が続いています。まず、一

審判決をご覧になって感じられたと思うのですが、裁判ってというのは技術論をやったり科学論をやる場面ではないと、私たちは思って闘っています。検証申立を立て続けにしたのかということも、そういう難しいことではなくて、「まず、福島現場を見てください」と「この現場を見て万が一の危険というものをどのレベルで考えるのか」ということを考えてほしいが第1点です。

2点目は、津波についての現場検証ではないですが、大飯原発の現地を見るとあそこは入江で危険な場所だというのが一見して分かると思います。津波が来たときに水が上がってくる遡上（そじょう）という現象が起きやすい現場でもあります。

旧と新があるF-6破砕帯の問題も実は台場浜に行って一直線に見ると、昔（旧）のほうが自然なんです。裁判官がそういったところで疑問を持てるかということと、五感に訴えるということも含めて、常識的な判断をしてほしいです。

現場を見て「なぜF-6破砕帯が替わったのか」という疑問を持てば、専門家に意見を聞かざるを得ないだろう。私たちも専門家の意見を聞いてくださいと言っています。そういった一つ一つの手

順を踏むこと無しに、裁判官は判断できるのですかというのが、いま私たちが突きつけている問題提起なのです。



「裁判所は五感を働かせて欲しい」

Q：今日の裁判の終わりのほうで裁判長が「ここは高裁で控訴審をやっているのです」とおっしゃって気になります。第一審と控訴審ではやる内容がどう変わるのか、分からなかったので説明してください。

A：島田弁護士

裁判長の最後の発言については、高裁の段階で詳細な証拠調べを行う例が割合としては少ないという一般論があります。

しかし、この大飯原発裁判の場合には特殊

性があって、それは地裁段階に由来します。一つは裁判長の訴訟指揮で争点を絞ってスピード判決がなされた。二つ目に、関西電力がまともな認否・反論、資料を出すことを怠って「こんなもの負けるわけがない」という高を括った大雑把な主張しかしなかった。三つ目に、裁判官から様々な求釈明という形で出される疑問にも、関西電力は資料に基づいて詳細に答えるのではなく木で鼻をくくったような説明しかしなかった。一審の審理が充実できなかったこういう状況があったんです。

にもかかわらず、関西電力はこの高裁になって、初めていろいろ詳細な主張をして、いろいろな資料を出してきた。こういうわけで、「この高裁で充実した審理をやるのは当然だ。違うならどこでやるんだ」という思いで、今日、弁護団は裁判長に反論をしたのです。

ついでに言います。「規制委員会の認定資料を出せ」と原告と裁判所が言って関西電力が出してきた資料、これが生データではなかった。単に規制委員会に「こういうことです」という自分たちが計算・評価した結果を報告しただけだった。こういうことが明らかになりました。これが今日の期日で大きなポイントです。生データを出させて検証することなしに、この裁判の中で「安全かどうか」の議論はできないはずです。

実は規制委員会も関西電力がデータ解析した計算結果を『信用して』ゴーサインを出してしまったこと、審査が『すかさだ』ということも明らかになりました。裁判所も同じことをやるのかど

「関電の大雑把さが問題！」



うか問われているのです。

裁判所としては、福島の悲劇を繰り返さない、国民の生命・権利に責任を持つ、そういう態度であるならば、関西電力が規制委員会に出した計算というものが正しいのかどうか、科学者の言葉にも耳を傾けながら検証していく、そういう作業が一番に求められている時です。

Q：素人の感覚だと、一審で不十分な議論だったから控訴して更に議論しましょうが普通じゃないかと思いました。もちろん、データから新証拠から持ち出してきてがんがんやるのかなと思っていたわけです。それを弁護士さんたちが（今日の裁判長の発言について）「一般論としてはそうですね」とおっしゃっている、そういうものなんではないか。

A：東島弁護士

玄海訴訟の弁護団の東島ですが、ちょっとお話しします。通常、私たちは『一審強化』と言いまして、「第一審の地方裁判所での裁判を充実させましょう」ということを裁判所と弁護士会がきちんと議論をして、そういう中で訴訟運営をやっています。どの弁護士も裁判所もそれをふまえて普通は、事件をやっているんです。

その共通の理解でやっている訴訟の進め方に、関西電力は乗ってこなかった。逸脱してやってい



東島弁護士、いつも九州から応援多謝です！

る。「いい加減にやっても勝てる」というふうに第一審で思っていたんでしょう。

なのに、そうして負けたから慌てだして、急に詳細な主張を出し始めた。そうすると原告の側も、詳細な反論をしますし証拠も出します。

そこで島田先生が言われたように、規制委員会に生データを出さず解析結果しか出していない。結果だけ出されたって原告側としては反論のしようがないです。この状態で「だいたいOKでしょう」と裁判所に言わせて良いのかが、今ポイントになっています。

関西電力の大もとには、「科学的な知見に対して裁判所は素人だからあまり踏み込めない」という思いがあるのかもしれませんが。反論の不可能なものを出してそれで「証明です」と言うことを認めさせてはいけません。

この控訴審でも関西電力の訴訟のやり方は逸脱しています。

高浜 4 号緊急停止へのコメント

A：木原壮林さん

先ほど新聞社から電話があって教えてもらって、これ（スマホ）を見ると、「高浜原発 4 号機が自動停止。原子炉の冷却は維持」というのが日経新聞のニュースです。

「発送電の準備をしていた途中で今日の午後 2 時頃、発電機の故障を知らせる警報が鳴り原子炉と発電機が自動停止した。関電によると原子炉の冷却は維持されており環境への影響は無い」とか「制御棒は自動で挿入されて止まった」ということです。

A：山本雅彦さん

補足をします。「高浜原発 4 号機が自動停止」という報道ですが、こういう事故が起こること自身が、チェックをする機能を関西電力が持ち合わせていないのではないかと、私は思います。

発電機の故障で考えられるのは、発電機を回す軸受オイルの圧力低下だとか、外の送電線の作業で重大なミスをしたなどだと思います。ですから、2月20日の水漏れ事故もありましたが、関西電力は運転をする資格が無いと私は思います。

このあいだ北門で抗議文を読み上げた時に、関西電力の職員は抗議文を受け取ってくれませんでした。もし、受け取ってくればその時に言おうと思ったことがありました。ああいう事故があっても定期点検の業者の方は原因を隠します。水漏れの有った箇所でもプラグがゆるんでいて漏れたのであれば、そこは修復してしまうんです。あとはその部分の漏れた水を拭き取る。なぜ水が漏れたかということが分からないまま推移するわけです。

そうすると関西電力はどうするかというと、下請けの会社と相談して、水漏れ事故は「こういうことがあったから漏れたんだ」とでっち上げるわけです。定期検査が終わって何回も起動試験がされているにもかかわらず、それまでに漏れていなかった弁から漏れるということが起こるんです。

(私のように)中にいた者には分かるんですが「そういうことが有った場合には、こういうことにしましょう」ということを関電の職員と口裏を合わせてやります。こういうやり方をずっと続けているわけです。関西電力が原発で事故を起こすのは当たり前で、これから先も事故が起こる。津波や地震によって事故が起こるよりもヒューマンエラーによって事故が起こるということを、重ねて強調しておきたいです。

*この後、高浜3,4号機の仮処分保全抗告の異議審終了に伴い、申立人・代理人が裁判所からかけつけ、大飯控訴審報告会は終了、高浜3,4号機の仮処分保全抗告異議審の報告会へと切り替る。



原発裁判ニュース

(編集子の恣意的な選択です)

◆志賀原発訴訟第17回口頭弁論◆

1月25日、志賀原発を廃炉に！訴訟の第17回口頭弁論が金沢地方裁判所で午後1時30分より行われた。最初に原告の笹川榮子さん(石川県七尾市)が意見陳述。仲間たちと立ち上げた脱原発グループ「なまこの会」の活動、石川県知事や北陸電力に対する建設中止の申し入れや全国からの12万筆を超える署名集めについて陳述。閉廷後、当事者(原告・被告)を除く双方の代理人と裁判所とで進行協議が行われ、裁判所が提示した争点整理メモについて意見交換が行われた模様。

報告会で意見陳述をされた笹川さんになぜ「なまこ」なのですか、と尋ねたら「私、なまこが大好きなんです」と答えられたのが印象に残った。

(実は編集子もなまこが大好き！)

◆志賀原発訴訟第18回口頭弁論◆

3月17日、志賀原発を廃炉に！訴訟の第18回口頭弁論が金沢地方裁判所で午後1時30分より行われた。川原登喜のさん(富山県)が意見陳述。志賀原発着工前から反対運動に関わった経緯を踏まえて、自然環境に恵まれた北陸電力こそ、水力を中心とした自然エネルギーにシフトしてほしい、と訴えた。続いて宮本弁護士がS-2・S-6断層の危険性について要約陳述。新規制基準の定める「活断層直上施設禁止ルール」に違反している旨を訴えた。

◆玄海原発訴訟

原告1万人突破記念フェスティバル開催◆

さる2月6日、驚異の原告1万人突破を記念して「原発なくそう！九州玄海訴訟」原告団・弁護団による一大フェスティバルが福岡県の福岡国際会議場で開催された。各地からのメッセージ、城

南信用金庫相談役の吉原毅さんの講演、中川敬さんのライブ等々の内容で、参加者は 2000 人を超えた。夜は交流会。「裁判の会」からは奥出さんと編集子が参加。九州の方々から刺激をたくさんいただいたイベントだった。

◆設置許可取り消しもんじゅ提訴◆

高速増殖炉「もんじゅ」の設置許可取り消しを求めた訴訟の第 1 回口頭弁論が 3 月 23 日、東京地裁で開かれた。原告の中畠哲演さんは「司法の良心を発揮してほしい」、代理人の海渡雄一弁護士は「これ以上のもんじゅの延命を図るべきではない」と訴えた。

◆3. 11 伊方原発差止提訴◆

3 月 11 日、四国電力伊方原発 1～3 号機の運転差止を求めて、広島・長崎の被爆者 18 人を含む 67 人が提訴。原告団長の堀江壯（ほりえそう）さんは「わずかな放射能でも生命と健康を確実にむしばむ。その恐ろしさを肌で知っている一人として、次世代のために行動を起こした」と訴えた。

◆4. 14 高浜 1、2 号機差止提訴◆

運転開始から 40 年を超える高浜 1、2 号機の延長認可の差止を求めて福井県住民らが、国を相手に行政訴訟と仮差し止めの申立てを名古屋地裁に起こす。弁護団長の北村栄弁護士は「40 年廃炉の原則が骨抜きにされていくのは看過できない。老朽原発特有の危険性を訴えて、延長認可の違法判断を勝ち取りたい」としている。

■今後の予定■

（スケジュールにいられておいてください。）

▼川内原発運転差止仮処分の保全抗告審決定（福岡高裁宮崎支部）**もうすぐです！注目！**

・決定交付日：4 月 6 日（水）10 時半

▼志賀原発を廃炉に！差止訴訟（金沢地裁）

・訴訟次回期日：6 月 16 日（木）1 時半

・次々回期日：9 月 1 日（木）1 時半

▼新もんじゅ訴訟（東京地裁）

・次回期日：5 月 30 日（水）15 時

・次々回期日：6 月 29 日（水）11 時半

▼大飯差止訴訟（名古屋高裁金沢支部）

・次回期日：6 月 8 日（水）14 時

・次々回期日：10 月 19 日（水）14 時

▼高浜 1、2 号機差止め提訴（名古屋地裁）

・提訴日：4 月 14 日（木）10 時半

■通常総会の開催について■

「裁判の会」の通常総会は、5 月 15 日（日）、福井市教育センターで午前 10 時からの開催を予定しています。「福島原発訴訟団」副団長の佐藤和良さんの講演に続いて高浜 3、4 号機提訴の取扱いについての協議を行うこととなります。詳細は追って連絡をいたします。

◆報告会を YouTube で◆

金沢での報告会の様子は以下で。W さん、いつも協力多謝！<https://youtu.be/XYRW91lzscM>

▼編集ノート：今回、金沢から福井への帰路の「傍聴バス」では、弁護士さん 4 人が乗車。バス内ははからずも中身の濃い「移動学習会」となった。それぞれの弁護士が独自の視点で、今回の裁判について車内マイク片手に語っていただいた。「面白かった！」「実に良く分かった」の声が続出。話の内容は秘密！▼編集では相変わらず大阪の徳井支局長が大車輪の活躍です。▼題字が手書きになったことに気づかれましたでしょうか。事務局スタッフのひとり「芸術家」である S さんによるものです。いつもの「裁判の会」の黄色の横断幕を描かれたあの S さんです（1 頁目参照）。▼はからずも控訴審期日に高浜 4 号機が 2 月 20 日の冷却水漏れに続いて、変圧器異常による緊急停止。規制委員会の「合格」は何だった！？（編集子）

新聞記事より

2016年3月1日 日刊県民福井

飯館村で検証
住民側が訴え大飯差し止め控訴審
関西電力大飯原発3、4
号機（おおい町）の再稼働

差し止めを求めた訴訟の控訴審は二十九日、名古屋高裁金沢支部で第七回口頭弁論があり、住民側が福島県

飯館村での現場検証を求めた。次回は六月八日。次々回は十月十九日と決まり、審理はさらに長引くことになった。

住民側は「飯館村は原発事故の被害を感受するのに適している」と指摘。「深刻で回復不可能な被害を受けたことを証明する」と検証の必要性を訴えた。ほか

関西電力大飯原発差し止め訴訟の控訴審で、横断幕を掲げて名古屋高裁金沢支部に入る住民ら。29日、金沢市の名古屋高裁金沢支部前で

に大飯原発の敷地内でこれまでに関電が観測した地震動のデータを提出させるように求めたのに対し、関電は「データを出すつもりはない」とあらためて主張した。

内藤正之裁判長は「これまでに提出された証拠が多く、十分な検討ができていない」として、さらなる証拠提出を求めることには慎重な考えを示した。現場検証や技術者の証人尋問の必要性について、関電に次回までに書面で意見を出すように指示した。

2016年2月16日 日刊県民福井より：「温度差」というタイトルで記者が書いたコラムからの抜粋・・・

▼兵庫県宝塚市防災担当者→「なんでここに取材に来るの？勘弁して」「県や関西広域連合の指示がないと、何も決められない。どこも一緒だと思いますよ」「記者さんは食料がいるというけど、備蓄が必要か議論がいるでしょ」

▼安倍首相→「再稼働や防災対策に政府として責任を持って取り組む」「（避難計画は）具体的かつ合理的」

*H 記者さん、今後も頑張ってください。

2016年3月1日毎日新聞

原データ未提出を批判

基準地震動
2016/3/1 大飯原発控訴審 関電に住民側

関西電力大飯原発3、4号機（おおい町）の運転差し止め訴訟の控訴審第七回口頭弁論が29日、名古屋高裁金沢支部であった。住民側は、関電側が基準地震動の策定根拠とする

の耐震設計基準となる揺れの強さで、電力各社が算定する。控訴審でも、その策定根拠が最大争点の一つとなっている。

住民側は、関電が原子力規制委員会に原データを提出していないとして「驚くべき事態だ。規制委は計算結果のみを審理し、原資料を検討していない」と国のチェックの甘さも指摘。内藤正之裁判長は関電側に「原データ（の提出）について審

理を進めるため前向きに考えてほしい」と述べ、次回弁論で意見を示すよう求めた。

また、住民側は裁判官に対し、東京電力福島第一原発に近い福島県飯館村の被災状況と、将来活動する可能性がある大飯原発敷地内の破砕帯（台場浜トレンチ内）を検証するよう申し立てた。原発事故の過酷さと、求められる安全性を明らかにするという。次回は6月8日。【中津川甫】

2016年3月1日福井新聞

若狭湾大津波

「可能性高い」

大飯控訴審で住民側

福井県などの住民が、関西電力大飯原発3、4号機（おおい町）の運転差し止めを関電に求めた訴訟の控訴審第七回口頭弁論が29日、名古屋高裁金沢支部であった。

住民側は、昨年5月に福井大などの研究チームが、若狭湾

の地層から14～16世紀の津波の痕跡とみられる堆積物があったと発表した調査結果を示し「関電の想定を上回る津波が起きた可能性が高い」と主張。1586年の天正大地震の際に、若狭湾で大津波が起きた裏付けになると強調した。

また、大飯原発敷地内にある破砕帯が活断層の可能性があると、裁判所が現地で検証するよう申し立てた。第8回期日は6月8日。（斧辰則）